

富山県G7教育大臣会合チアアップ事業業務委託仕様書（案）

1 目的

主要国首脳会議（G7広島サミット）の関係閣僚会合であるG7富山・金沢教育大臣会合（以下、「会合」という。）が、国内では初めてとなる複数自治体共同開催で令和5年5月12日から15日に開催される。会合の成功に向けてG7教育大臣会合富山県委員会（以下、「富山県委員会」という。）は、「本体会合開催支援」、「機運醸成・おもてなし」、「富山のブランド発信」、「未来へつなげる取組み」の4つの柱に基づき、幅広い取組みを展開していくこととしている。

民間事業者、団体等が企画した事業を富山県委員会の委託業務として実施することにより、県民の参画機会の創出による会合開催の機運を醸成するとともに、会合参加者へのおもてなしや石川県との連携、県民の会合参加国への理解促進などを図っていくことを目的として本業務を実施する。

2 業務の概要

上記の目的を達成するため、広く民間の視点で会合を成功に導くために必要と認められる事業を実施する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和5年5月31日まで

4 業務内容等

(1) 内容

次の①から⑥に掲げる事業テーマからいずれかを選択（複数選択可）のうえ、事業を企画、運営及び実施すること。

- ① 県民へのPR・機運醸成につながる事業
- ② 会合参加国及び参加者へのおもてなしにつながる事業
- ③ 石川県との連携につながる事業
- ④ 教育・ウェルビーイングに関する事業
- ⑤ 会合参加国の理解を深めるための事業
- ⑥ その他G7教育大臣会合を成功に導くために必要と認められる事業

(2) 成果物

電子媒体は、CD-R等の記録媒体に記録し提出すること。

- ・業務完了報告書（指定様式）（紙媒体1部、電子媒体1部）
- ・実績報告書（指定様式）（紙媒体1部、電子媒体1部）
- ・写真（電子媒体1部）
- ・その他富山県委員会が必要と認めた資料等

(3) 成果物提出期限

令和5年5月31日（水）

(4) 留意事項

- ・「1 目的」を踏まえたうえで、提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・具体性のある実現可能な提案とすること。

5 注意事項

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、富山県委員会が保有するものとする。
- (2) 成果物については、原則として富山県委員会が複製し、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県委員会に譲渡できない写真、文書等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、了解を得ること。富山県委員会に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度協議すること。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 業務の実施にあたっては、富山県委員会と常に綿密な連携を図り、業務実施方法等について協議すること。
- (5) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (6) 業務開始から終了までの間、安全対策に常に留意するとともに、緊急時には富山県委員会の指示に従うこと。
- (7) 本事業が、会合の開催に合わせ実施することを踏まえ、富山県委員会と十分協議のうえ、会合の運営に支障が生じないように十分留意すること。
- (8) 個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (9) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (10) この仕様書に定めのない項目については、受託者と富山県委員会が必要に応じて協議するものとする。
- (11) 本仕様書は、プロポーザル用であり、契約は内容協議を行ったうえで締結するものとし、契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。